

平成 27 年 8 月 25 日制定
(第 2 回幹事会で承認)

日本化学会東海支部支部長賞授与についての覚え書

1) 日本化学会東海支部(以下、支部と略称)エリアにある大学および大学院において、化学に関する学士または修士に相当する教育課程を、優秀な成績で卒業または修了(見込みも含む)した学生(以下、卒業生と略称)に日本化学会東海支部長賞(以下、支部長賞と略称)を授与する場合は、本覚え書によるものとする。

2) 【授与者の決定】支部長賞を授与される卒業生は、本人が所属する学部・研究科に常勤教員として在籍する日本化学会正会員から支部に推薦された者でなければならない。推薦された候補者の中から、支部の幹事会または常任幹事会の議決によって授与される者が決定される。

3-1) 【推薦できる候補者の上限数】支部長賞の候補者として推薦される者の上限の数は、当該大学における化学を主たる教育分野とする公式な教育課程(学科、専攻、コースなどを指し、学科等と略称する)毎に、学科等をその年度(4月～翌年3月)に卒業または修了した学生の数に従って、それぞれ次のように定める。卒業生の数が50名を超える学科等では年間3名、49～30名の学科等では年間2名、29～10名の学科等では年間1名とする。ただし、当該年度の卒業生が例外的に10人を下回った学科等からの推薦については、事前に支部役員と協議できる。

3-2) 【例年卒業生等が少数の学科等の扱い】上項3-1に関わらず、支部に所属する複数の正会員が常勤の教職員として在籍している学科等で卒業生の数が10人に満たない所は、当該学部または研究科、大学または大学院等で、化学以外の分野を主専攻とする卒業生の数も合算して10名を超えていれば年間1名を推薦できる。

3-3) 【秋期卒業生等の取扱い】秋期入学生や飛び級繰上げなどによる3月期以外の時期の卒業生にも支部長賞を授与できる。この場合、学科等からの推薦は1名を上限として、実際に授与された数はその年度に推薦できる候補者の数に含める。

4) 【選考の手順】大学等に在籍する正会員は、支部長賞を授与されるべき卒業生がいる場合、その候補者を支部に推薦できる。ただし、3月に卒業式などの式典で表彰を考えている場合は、支部が定めた期日までに推薦の書類を提出しなければならない。秋季卒業生の推薦は、事前にできるだけ時間に余裕をもって推薦書類を提出する。推薦および選考の方法については支部で定める。

5) 【その他】本覚え書は、支部にて承認された時点から有効とする。従前適用されていた支部長賞に関する取り決めは、本覚え書が発行した時点で2、3、4の各項目に該当する内容について効力を失う。

付則 (1) 平成 27 年度第 2 回幹事会の審議に基づき、支部長賞授与者の決定は次のように行なう。第 2 項で定めた支部長賞授与候補者(個人)の決定は推薦する各学部・学科等に委任される。各学部・学科等は、3-1)、3-2)、3-3)の各項に定めた数を上限として、支部長賞授与候補者の数を支部に報告する。支部は年 1 回支部長賞授与者について審議する。

(2) 支部長賞授与者の氏名等の記録は支部で保管する。

(3) 本覚え書は平成 27 年 8 月 25 日から施行する。